

第2号議案 I. 2018年度事業計画

創立30年を迎える年にあたって

当センターは本年7月創立30年を迎える。この機にあたり来し方30年を振り返ってみたい。この事業が始められたのは1987（昭和62）年秋ごろからの準備期間を経て、1989（平成元）年7月、通産省の許可による社団法人の設立だった。創立30年を迎えるにあたり、この事業に賛同され、事業の展開にご尽力された会員企業、団体、関係省庁、マスコミ等多くの方々に敬意と感謝の意を表したい。

設立に至る経緯

(1) 名称を「くらし」としたことについて

定款には「生活者」とされている。設立時には「消費者」とすべきではないか、との意見もあったが「くらし」とした理由は、消費は生産に対峙する概念であり、環境、社会保障問題等については、ふさわしくないと考えたからである。因みに、英文名称は「Council on Life-Innovation」となっている。

(2) 所管について

通商産業省（現：経済産業省）産業政策局消費経済課としてスタートした。

その理由は、生活者と産業との関係という点にある。準備段階では、当時

の経済企画庁（現：内閣府）の所管にしてはということもあった。

(3) 定款の策定に関して

上記のように第3条には「～生活者、企業、行政が相互理解を増進させて～」とあるが、原案では「相互理解」の前に「相互批判により」とあったが、法令審査課の意見により削除された。原案の趣旨は生活者、企業、行政が相互に countervailing power を発揮することが社会経済の健全な発展に資するとするものであった。

1. 事業目的

この事業の目的（理念）は生起する社会経済問題について企業、行政、国民・生活者間において情報を交換し学びあうことにより相互理解を深め、健全な社会を構築することにある。健全とはバランス、調和ということである。調和を求めるためには各自が異なる立場、意見を尊重し、同時に相互に共通点を見出し共生することに努めなければならない。変転する社会の中では新たな諸矛盾が発生する。これらの矛盾に対しては、固定的にならず、偏見を持たず、感情的欲求に走らず、理性・知性による弁証法的（弁論・討論よって論証する）手法に基づいて進展を目指す。

2. 事業計画

(1) くらしと産業に関する講演会・研究会、シンポジウムの開催

○創立 30 年記念講演会

日 時	5 月 14 日（月）
場 所	KKR HOTEL TOKYO
テーマ	「人生 100 年時代/AI 時代の働き方、学び方について」
講 師	伊藤 禎則氏 [経済産業省経済産業政策局産業人材政策室参事官]
テーマ	「ロボット機能の進展と人間の役割（共生社会）」
講 師	安田篤氏 [経済産業省 製造産業局 ロボット政策室長]

○第 23 回くらしと産業に関する関西講演会

日 時	10 月 17 日（水）
場 所	京都
テーマ	「ものづくり日本」 —日本を代表する京都の老舗、伝統工芸の神髄を学び 企業の CSR 活動に活かしたい—
講 師	人選中

○CSR研究・交流会の実施、普及活動

当センターは創立以来 CSR 活動を重視し、研究・交流会(30回)や出版物(CSR 活動事例集)による普及活動を推進してきた。昨年来、**大手企業の不祥事(過労死問題、メーカーの相次ぐデータ改ざんなど)が顕在化した。**

2017年 9月	日産自動車	無資格の従業員が完成検査に関与
2017年10月	神戸製鋼所	アル製部材などの品質検査に関するデータを改ざん
	スバル SUBARU	無資格の従業員が完成検査に関与
2017年11月	三菱マテリアル子会社	航空機向け部材などで品質データを書換え
	東レ	タイヤ補強材などの検査データを改ざん
2018年 1月	大林組、大成建設	リニア新幹線をめぐる「談合」疑惑
	清水建設、鹿島	
2018年 4月	ソフトバンクグループ	租税回避地の子会社所得。939億円申告漏れ (2016年3月期)

いずれも当該企業の CSR についての認識不足と言わざるを得ない。健全な市場経済社会を構築するためには CSR 活動の充実は益々重要である。

本年度は次の企画を行う

- ・「CSR 活動事例集」(2017年版)の普及とこれをテキストとした交流会。**会員外企業にも広く参加を勧奨する(内外への普及活動を強化)**
- ・国際交流(ベトナム貿易大学 CSR 研修)については別項

「CSR 研究会の到達点」

CSR 活動の意義と重要性

現代の世界における**市場経済社会は多様な価値観の下にある。**
企業(会社)の考え方については現代社会では大別して**二つの流れ**がある。
その一つは資本(株主)を中心に利益追求を求める立場で、**株主資本主義**とも呼ばれている。
その特徴はおおよそ次の点にある。

- ・私的資本の利益至上主義は成果、効率重視優先。そのため人件費をはじめコスト削減となる。
- ・過度な競争を煽り、企業内部にあつては劣悪な労働条件を強行し、対外的には弱肉強食の格差社会が拡大する。

- ・ 市場開拓のため「規制緩和」を求め「官から民へ」にみられるように公共性、公益性の高い分野にまで利益至上が追求される。
- ・ 競争至上主義は量的（価格）競争が中心となり質的（製品、商品、サービスの安全性、耐久性、信頼性）競争は軽視される。
- ・ 金融資本主義の段階に至ると、政治と深く結びつき、政治腐敗を助長し、政府の政策を左右する。

以上の立場からは CSR という発想は出て来ないと言える。

もう一つの考え方は企業とは資本だけでなく、労働者、取引先、お客様、地域社会などステークホルダーを含めた組織とし、社会のために存在するとする立場である。「公益資本主義」と称したい。

この立場の**特徴**は次の通り

- ・ 企業が一時的に潤うのではなく**持続的に発展**するため、そして**当該企業**だけでなく多くの企業、国民、生活者が共存しようとする発想。
- ・ 現代の**市場経済社会の歪み**（不公正な競争、格差、人権、労働、環境等）を企業が強制されることなく自主的に**企業倫理性を高める**ことにより是正し、**健全な市場経済社会を構築**するもの。

具体的な取組むべき課題

CSR 活動は時代の変遷により、あるいは業種、業態により取組むべき課題や重点は異ってくる。つぎに、各種事業に共通する今日的課題について取り上げてみたい。

- ・ 法令の遵守（コンプライアンス）
- ・ 雇用責任を全うする
- ・ 取引先との公正な契約の締結と契約の完全履行
- ・ 国民、生活者（消費者）との対話（トゥーウェイコミュニケーション）の実施
- ・ 国民、生活者（消費者）のニーズに基づく生産、供給、サービスの提供
- ・ 顧客満足度の達成

- ・ 環境重視（身近なことから地球規模に広がる問題）と環境問題への取組み
- ・ 能率的な経営と適正な原価、適正な利潤を目指す
- ・ 社会への貢献活動
- ・ 政治腐敗に加担しない
- ・ 内外社会から信頼される事業の継続発展に尽す
- ・ 利益はステークホルダーに分配する

今後の課題

健全な市場経済社会を構築するためには企業の社会的責任が求められる。

だが社会の健全化を目指すには各界各層国民の社会的責任が全うされなければならない。

近年一部政治家、官僚の極益保持、保身のための言動は民主主義を後退させていると言わざるを得ない。

法的責任は兎も角、政治的道義的社会的責任は免れるものではあるまい。

今や「CSR」は「SR」として位置づけられるべき時に至っている。

○ エネルギー・環境セミナーの継続強化

「地球温暖化をめぐる動向と被害」

世界気象機関（WMO）は **17 年の世界の平均気温は産業革命前と比べて 1.1 度上昇し、15 年から 3 年連続の高温となったと指摘。海水面の上昇や海水面席の減少、海水の酸性化にもつながり、ハリケーンや洪水などの気象災害を引き起こしている。**

こうした災害は大きな経済損失をもたらし、**17 年に米国などを襲った大型ハリケーン「ハービー」「イルマ」「マリア」は米に推定 2,650 億ドル（約 34 兆円）の損失を与えたという。**

また、**16 年には気象災害により世界で 2,350 万人が居住地を離れ、避難民になったと強調。アフリカ・ソマリアでは 16 年 11 月～17 年 12 月、干ばつにより 892 千人の避難民が出たとした。**

WMO は、**18 年も北極で異例の高温を観測している**と指摘。欧州などは寒波に、**オーストラリアやアルゼンチンは熱波に見舞われる**など「異常気象による被害が続いている」としている。

「1.5 度目標」国連気象変動に関する政府間パネル(IPCC)特別報告書素案の要点

- ・ 2040 年代に、世界の気温上昇が 1.5 度に達してしまう恐れ
- ・ 今世紀を通じて 1.5 度未満にする道もあるが、一時的に 1.5 度以上になりそう
- ・ 目標を守るには、16 年以降許される CO2 排出量は約 5800 億～5900 億トン
- ・ 50 年ごろからそのすぐ後には、CO2 排出を実質ゼロにする必要がある
- ・ 植林や造林、バイオマス発電などの CO2 をためる技術で、大気中の CO2 吸収を進める

[1.5 度の気温上昇でも・・・]

- ・ 9 月に北極の海氷がほぼなくなる可能性があり、サンゴは高いリスクにさらされる
- ・ 移民や紛争、温暖化の悪影響による被害が回避しきれなくなるリスクが高まる
- ・ 沿岸地域や農家、貧困層などでは健康や食料、水の確保などのリスクが特に高まる

[2 度の上昇では影響はより強まる]

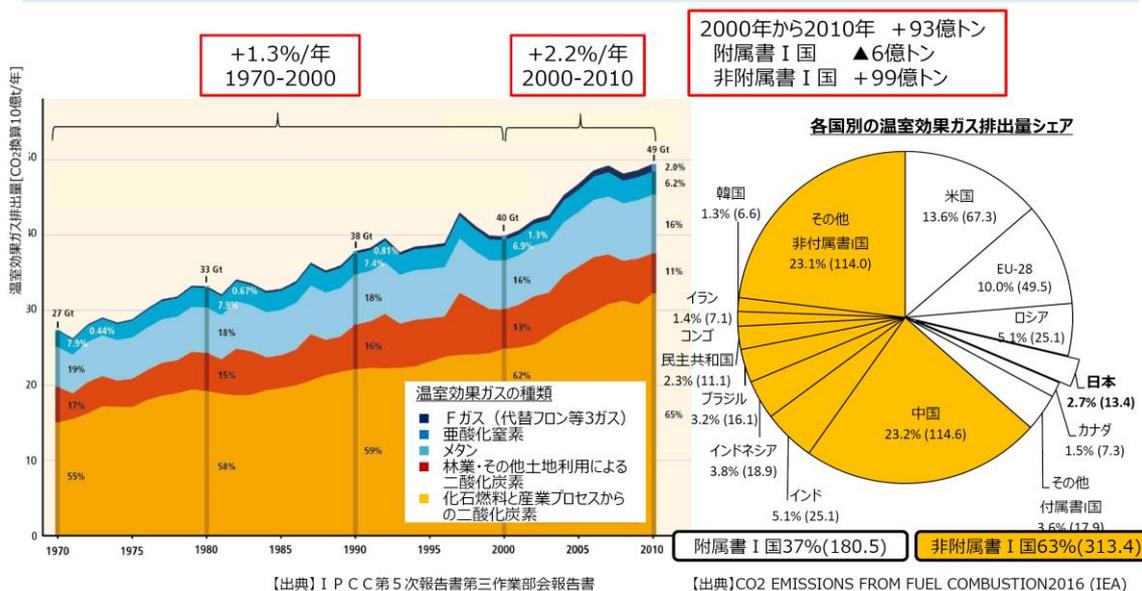
〔温暖化防止対策〕

温暖化対策は現代社会の最大の課題

パリ協定をめぐる主な動き	
2015年 12月	COP21 でパリ協定採択
9月	米国中国が協定批准
2016年 11月	協定発効。日本、協定を批准。モロッコ・マラケシュで COP22、協定ルールの18年決定で合意
2017年 6月	米国、協定離脱を表明
11月	ドイツ・ボンで COP23
2020年 11月	米国、協定からの離脱可能に

温室効果ガス排出の世界的動向と我が国の位置づけ

- 人為起源の温室効果ガス排出量は、1970年から2010年の間に増え続けている。直近の10年間（2000～10年）の排出増加量は平均して2.2%/年であり、これは途上国の排出増によるもの。
- 我が国の温室効果ガスの排出量シェアは2.7%。約95%がCO₂（エネルギー起源CO₂：約90%）。



「2018年度の企画」

当セミナーは201回の実績を重ねているが、このテーマはエンドレスである。
本年度も引き続き経済産業省 資源エネルギー庁、国土交通省など専門家の協力

【第202回】

日 程 4月13日（金）15:00～16:00

場 所 ホテルサンライト新宿

テーマ **「ガスの小売全面自由化について」**

講 師 柴山豊樹氏 [資源エネルギー庁 電力・ガス事業部ガス市場整備室長]

【第203回】（第168回都市交通問題研究会合同開催）

日 程 5月29日（火）15:00～16:30

場 所 ホテルサンライト新宿

テーマ **「自動運転の実現に向けた国土交通省の取組み」**

講 師 佐橋真人氏 [国土交通省 自動車局 自動運転戦略室長]

【第204回】

日 程 7月4日（水）14:00～16:00

場 所 ホテルサンライト新宿

テーマ **「エネルギー基本計画」**

講 師 田中将吾氏 [資源エネルギー庁 総務課 戦略企画室 室長]

以下次のテーマ案について具体化する

「AI時代におけるエネルギー産業の展望と課題」

日本の気候変動とその影響（報告書）

報告書は「地球温暖化抑制の有効な対策を取らなかった場合、今世紀末の平均気温は現在と比べ最大で5.4度上昇する」という。

「脱炭素革命」

・現地視察

その他 時宜に適したテーマを設定する

○ 都市と交通問題研究会の継続

当研究会も 166 回の実績をもつがなお問題は山積している。

本年度も国土交通省等の協力により次のとおり企画する

【第 167 回】

日 程 4 月 6 日（金）14:00～15:30
場 所 ホテルサンライト新宿
テーマ **「最近のインバウンドの動向について」**
講 師 赤井 久宣氏 [観光庁観光戦略課観光統計調査室長]

【第 168 回】

日 程 5 月 29 日（火）15:00～16:30
場 所 ホテルサンライト新宿
テーマ **「自動運転の実現に向けた国土交通省の取組み」(仮題)**
講 師 佐橋 真人氏 [国土交通省自動車局自動運転戦略室長]

【第 169 回】

日 程 6 月 19 日（火）14:00～15:30
場 所 ホテルサンライト新宿
テーマ **「バリアフリー施策の推進について」**
講 師 勘場 庸資氏 [国土交通省 総合政策局安心生活政策課 企画官]

以下次のテーマ案について具体化する

- ・ くるま社会の新展開
- ・ 「2020 年東京オリンピック、パラリンピック大会に向けた交通対策」
- ・ 「人口減少時代に向けた交通政策」又は
「明治 150 年 首都圏交通事情の変遷と展望」
- ・ 「防災と減災」対策
- ・ 「改良すべき踏切対策」

(現地視察)

- ・ 「満員電車」対策—新車両開発
- ・ LRT(路面電車)の導入 (宇都宮市・葛飾区 等)
- ・ 「水上交通—水上タクシー」

〇くらしと産業に関する交流会、情報収集活動

「施設・工場視察、業際間交流会」

当センターでは、「企業と国民・生活者が相互に理解を深めるために、生産者は消費者の立場を、消費者は生産の原点を正しくとらえることが肝要である」との考えから、標記「視察、交流会」を実施してきた。これまで多数の方々にご参加いただき、好評のうちに回を重ねてきた。(実績 69 回)

・第 70 回 施設・工場視察 業際間交流会

1. テーマ 北海道の活性化を目指す
2. 日程 5月24日(木)～5月25日(金)
3. 参加者

(※敬称略・会員企業五十音順)

役 職	氏 名	所 属
副会長・専務理事	工藤 芳郎	(一社)くらしのリサーチセンター副会長・専務理事
理 事	佐藤 良一	(株)日立製作所 グローバル渉外統括本部 産業政策本部 渉外第二部 部長
理 事	田中 秀樹	全日本空輸(株) 総務部 担当部長
	藤田 盟人	大阪ガス(株) リビング事業部 マーケティング推進部お客さま室 室長・マネジャー
	片山 幸則	大阪ガス(株) 東京支社 担当部長
	新里 康孝	沖縄電力(株) 東京支社 業務企画グループリーダー
	河崎 大平	関西電力(株) お客さま本部 お客さまサービス部門 お客さまサービスセンター所長
	三編 善信	中部電力(株) 東京支社 業務グループ 課長
	津川 清	電気技術開発(株) 営業部長
	中村 徹	東北電力(株) 東京支社 業務課長
	鍛 政恒	東北電力(株) 東京支社 業務課 主任
	棚瀬 辰美	東京ガス(株) リビングサービス本部 お客さまサービス部お客さま相談室 課長
	祓川 清	日本風力開発(株) 顧問
	杉 行夫	NPO法人JAPAN NOW観光情報協会 理事 事務局長
	吉本 岳史	北海道電力(株) 東京支社 業務グループリーダー

4. 行程

- 1日目
- 12:00 新千歳空港集合 バスにて移動
- 12:30 **南早来変電所** 視察
(みどころ・ポイント)
・大型蓄電池システム
北海道電力(株)と住友電気工業(株)と共同で、北海道電力(株)南早来変電所に大型蓄電池(レドックスフロー電池)を2015年から設置しております。この設置の目的は、再生可能エネルギーの出力変動に対する調整力としての性能実証および最適な制御技術の確立することであり、現在それに向けた実証試験を行っているところです。
- 15:00 北海道電力(株)本店
講演「**北海道の交通事情**」
齊藤 敬一郎 氏 [北海道運輸局 交通政策部長]
- 16:45 札幌市内ホテル到着(ホテルルートイン札幌中央)
- 18:00 業際間交流会
- 2日目
- 8:00 出発 バスにて移動
- 9:00 **石狩新港発電所**着(ガス発電)
(みどころ・ポイント)
北海道電力(株)は、将来的な電力の安定供給を確実なものとするため、LNG(液化天然ガス)火力発電所を建設中です。
北海道電力(株)初のLNG火力発電所となる石狩湾新港発電所1号機は、2015年8月に着工、2018年度下期の試運転を経て、2019年2月の営業運転開始を目指しております。
- 11:00 **地域産業視察**
かま栄かまぼこ工場、小樽田中酒造

(みどころ・ポイント)

・**小樽かま栄かまぼこ工場**

1905年小樽市に設立された、北海道内きってのかまぼこの老舗です。板かまぼこや揚げかまぼこ等30種類以上の商品がラインナップ。製品の製造作業を見学します。

・**田中酒造株式会社**

1899年小樽市で創業した酒造会社。同社の「亀甲蔵(きっこうぐら)」は、北海道の冷涼な気候を活かして1年を通じて仕込む「四季醸造」を行う、全国的にも珍しい酒蔵です。酒造りをおこなっている製造場を見学します。

12:00 小樽市内 昼食

15:30 新千歳空港にて解散

[第 71 回 10 月中旬 中部地方]

○AI 時代に関する研究企画

① 課 題

AI 時代が急速に進行している。この時代においては社会経済、くらはは大きな変化が予測される。その課題としては

- ・「生産」と「消費」のマッチングによる利便性向上の反面、人間の精神文化は退化しないか。
- ・AI の進展による労働者は失業しないか。
- ・労働時間の短縮は所得の減少とならないか。

AI ネットワーク社会推進会議が作成した「AI 開発ガイドライン案」

1 連携の原則	開発者は AI システムの相互接続性と相互運用性に留意する
2 透明性の原則	開発者は AI システムの入出力の検証可能性及び判断結果の説明可能性に留意する
3 制御可能性の原則	開発者は AI システムの制御可能性に留意する
4 安全の原則	開発者は AI システムがアクチュエータ等を通じて利用者及び第三者の生命・身体・財産に危害を及ぼすことがないように配慮する
5 セキュリティの原則	開発者は AI システムのセキュリティに留意する
6 プライバシーの原則	開発者は AI システムにより利用者及び第三者のプライバシーが侵害されないよう配慮する
7 倫理の原則	開発者は AI システムの開発において、人間の尊厳と個人の自律を尊重する
8 利用者支援の原則	開発者は AI システムが利用者を支援し、利用者を選択の機会を適切に提供することが可能となるよう配慮する
9 アカウンタビリティの原則	開発者は、利用者を含むステークホルダに対しアカウンタビリティを果たすよう努める

② 各種企業の取組み状況についての交流

当センターとしては、交流を通じて AI 時代のくらしと産業についての課題に相互理解を深めたいところであるが、**本年度は各界の進展状況に鑑み「エネルギー・環境セミナー」、「都市と交通問題研究会」講演会等において提供される情報を積極的に取り入れ、意見交換し、くらしと産業の向上に資することとした**い。

(2) 国際交流企画

○2018 年度ベトナム貿易大学学生・企業来日「CSR 研修」企画

趣 旨

わが国経済産業の展開は ASEAN 諸国等新興国の近代化に伴いインフラ整備はじめ、各種プラント整備・技術のパッケージによる諸国への協力が求められている。とりわけベトナムは、インドシナ半島最大の人口を有しており、かつ平均年齢の若さなどからも、今後の堅実な消費市場の拡大が期待されている。

日本企業のベトナム進出状況をみると、企業数は 2,500 社にのぼっている。**日本からの投資件数は 23%増の 1,025 件と初めて 1,000 件の大台**を超え、過去最高となっている。

人事の交流面では滞日ベトナム人は 25 万人、わけでも留学生は年次増加傾向にあり、国内の大学や日本語学校に在籍する外国人留学生 26 万 7,042 人（2017 年 5 月 1 日現在）のうち **6 万 1,000 人（前年比 14.5%増）**を占めている。

（日本への留学生の地域別では中国が 1 位 10 万 7,000 人）

以上のようなベトナムの日本に対する経済文化志向を尊重し、平等互惠の交流を促進するものである。

当センターとベトナムとの交流経緯

これまでの経緯

- ・ 2013 年 11 月 ベトナム中央経済管理研究所（CIEM）訪問（9 名）
- ・ 2014 年 9 月 CIEM CSR 研修のため来日（招聘）（6 名）
- ・ 2015 年 7 月 CIEM 主催による CSR 研修会（ハノイ）に参加（8 名）
ハノイ大学、貿易大学訪問
- ・ 2016 年 3 月 **当センターと貿易大学との間で「相互交流協定」締結**
- ・ 2016 年 7 月 貿易大学教師学生 CSR 研修に来日（9 名）
- ・ 2017 年 7 月 貿易大学教師学生 CSR 研修に来日（10 名）
- ・ 2017 年 9 月 工藤専務理事 貿易大学訪問、講演。
- ・ 2017 年 11 月 貿易大学学長来日。JETRO の理事長を紹介。
貿易大学と JETRO との協力関係構築について仲介
- ・ 2018 年 2 月 工藤専務理事 貿易大学学長の招きで貿易大学で講演「激動する世界」

2018 年度企画

- ・主 催 (一社)くらしのサーチセンター
- ・後 援 経済産業省
- ・協 力 日立製作所、東日本旅客鉄道、全日本空輸、トヨタ自動車、
本田技研工業、東京ガス、首都大学
- ・実施時期 7月25日～28日(3泊4日)
- ・研修会場 首都大学 秋葉原キャンパス
- ・研修生 日本に留学している大学学生等

2018年7月CSR訪日研修メンバーリスト

	名前	性別	所属	
先生				
1	Ms. VU THI THANH TRANG	女	日本語学部	研究分野：日本文化文明
2	Ms. DUONG THI HOAI NHUNG	女	経営学部	研究分野：経営学
学生				
3	PHUNG THI HAU	女	日本語学部	事業創造大学院大学
4	NGUYEN THUY DUONG	女		神戸大学
5	NGUYEN MAI XUAN	女		神田外国語大学
6	NGUYEN TRAN PHUNG NGUYEN	女		奈良女子大学
7	VU THI HUONG GIANG	女	経営学部	名古屋大学
8	LE MAI ANH	女		ハノイ貿易大学

- ・講 師 各企業の協力による

研修日程

第1日	7月25日(水)	
	午前中	成田着
	14:00~15:00	「日本の国情(政治・経済、文化)について」
	15:30~17:00	日立製作所
第2日	7月26日(木)	
	10:00~11:30	JR東日本
	14:00~15:30	トヨタ自動車
	16:00~	都内見学
第3日	7月27日(金)	
	10:00~11:30	全日空
	14:00~15:30	東京ガス
	16:00~17:00	企業訪問、研修(本田技研工業)
	18:00~19:00	歓送会

・財 源 協賛金による

○日中間の民間交流

本年は日中平和友好条約締結（1978年8月12日）40年という記念すべき年である。

この条約（詳細後記）は両国間における平和友好関係を維持する基本的、歴史的な文書である。この機にあたり次の交流を企画する。

- ・調査、視察

テーマ「中国主要都市（北京・上海・天津）における環境事情と交通政策」（仮題）

- ・講演会

テーマ「**一帯一路 戦略について、日本に期待すること**」（仮題）

講師 中国在日大使館等

「一帯一路」概要

- ・奔流：中国 西安発ードイツ デュイスブルク間 8800km の大陸横断鉄道開通

- ・規模：69カ国。44億人に影響。経済効果 2800兆円

- ・物流革命：航路便より速く（1/3時間）空路よりも安く（運賃1/2）

- ・関係国との交易

カザフスタン（面積：日本の7倍）

中国から提資 5兆円、余剰労働力の投入、建設、建材業の投入

油田開発（3000億円投資）、合併企業設立（中国30% 役員同数）

ポーランド（農産品、酪農を中心に成長国）

「中国西城」建設、10万種の商品陳列ーヨーロッパ各国から爆買い

ポーランドへの投資 600億円(17年度)

ポーランドからの中国輸出(農作物、酪農製品) 急速拡大

ドイツ デュイスブルク(製鉄の衝、中国の安い製品で経営悪化、失業率13%)

中国のドイツ企業(ロボット産業、工作機械 等 技術力) 買収進む

ドイツ ネット通販で中国高裕層向け輸出 (31兆円ー17年)

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約

1978年8月12日

日本国及び中華人民共和国は、1972年9月29日に北京で日本国政府及び中華人民共和国政府が共同声明を發出して以来、両国政府及び両国民の間の友好関係が新しい基礎の上に大きな発展を遂げていることを満足の意をもって回顧し、前記の共同声明が旅国間の平和友好関係の基礎となるものであること及び前記の共同声明に示された諸原則が厳格に遵守されるべきことを確認し、国際連合憲章の原則が十分に尊重されるべきことを確認し、アジア及び世界の平和及び安定に寄与することを希望し、両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれ全権委員を任命した。

日本国 外務大臣 園田 直
中華人民共和国 外交部長 黄 華

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

一 両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるものとする。

二 両締約国は、前記の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

第二条

両締約国は、そのいずれも、アジア・太平洋地域においても又は他のいずれの地域においても覇権を求めべきではなく、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国または国の集団による試みにも反対することを表明する。

第三条

両締約国は、善隣友好の精神に基づき、かつ、平等及び互恵並びに内政に対する相互不干渉の原則に従い、両国間の経済関係及び文化関係の一層の発展並びに両国民の交流の促進のために努力する。

第四条

この条約は、第三国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものではない。

第五条

一 この条約は、批准されるものとし、東京で行われる批准書の交換の日に効力を生ずる。この条約は、10年間効力を有するものとし、その後は二の規定に定めるところによって終了するまで効力を持続する。

二 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の10年間の期間の満了の際またはその後のいつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

1978年8月12日に北京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書2通を作成した。

日本国のために 園田 直 (署名)
中華人民共和国のために 黄 華 (署名)

(3) 出版事業

○ 定期刊行物

- ・「くらしのレポート」(隔月発刊) 現状(2018年3月末) 350号を重ねている。継続的に発刊する。
- ・「くらしのトレンド」(毎月発刊) 現状(2018年3月末) 687号を発刊している。発刊を継続する。

○ 不定期刊行物

第1案

テーマ:「AI時代のくらしと産業:展望と課題」

① 発刊の趣旨

スマートフォンの普及など、ビッグデータ・ロボット・IoTに加えてAI(判断能力を加えた人工知能による自動化:自動運転・ドローン運搬等)も進展しつつある。

「第4次産業革命」とも称される今日の状況は、生産性や利便性の向上、人手不足の解消等に資することが期待される。反面「余剰人員の切り捨て、格差社会の拡大等が懸念される。本書は技術革新、イノベーションがくらしと産業にどのような影響を及ぼすかについて問うものである。

② 発刊の時期

今年度11月中旬頃 発刊

③ 概要

第一部 行政の部 経済産業省、国土交通省

第二部 企業の部 メーカー・エネルギー産業・流通・サービス業 等

第三部 国民・生活者の部 消費者団体・労働組合

第2案

テーマ:「地球環境とエネルギー対策」

3. 組織の拡充

当センター事業の特徴は事業目的、CSR 活動の意義にみたっておりである。この趣旨に賛同する企業、団体の参加を勧奨する

〔会員の現状〕（2018年4月1日現在）

会員 正会員（法人）63 賛助会員 26（個人含む）主要会員（五十音順）

飛鳥交通株式会社	電気技術開発株式会社
イオスエナジーマネジメント(株)	東海旅客鉄道株式会社
イオスエンジニア&サービス(株)	東京ガス株式会社
伊藤忠商事株式会社	東京急行電鉄株式会社
岩谷産業株式会社	東京地下鉄株式会社
大阪ガス株式会社	東京電力エネルギーパートナー(株)
大塚製薬株式会社	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会
沖縄電力株式会社	東武鉄道株式会社
小田急電鉄株式会社	東武バス株式会社
お茶の水合同法律事務所	東邦ガス株式会社
関西電力株式会社	東北電力株式会社
キャピタルモーターズ株式会社	トヨタ自動車株式会社
九州電力株式会社	名古屋鉄道株式会社
共立速記印刷株式会社	南海電気鉄道株式会社
近鉄グループホールディングス株式会社	西日本旅客鉄道株式会社
京王電鉄株式会社	日本製紙株式会社
京成電鉄株式会社	日本風力開発(株)
京阪ホールディングス株式会社	阪急電鉄株式会社
京浜急行電鉄株式会社	阪神電気鉄道株式会社
国際興業株式会社	東日本旅客鉄道株式会社
相模鉄道株式会社	株式会社日立製作所
三幸自動車株式会社	日の丸交通株式会社
三和交通株式会社	株式会社文昌堂
四国電力株式会社	北陸電力株式会社
昭栄自動車株式会社	北海道電力株式会社
西武鉄道株式会社	本州自動車株式会社
西武バス株式会社	本田技研工業株式会社
全日本空輸株式会社	三菱自動車工業株式会社
公益社団法人 全日本トラック協会	三菱電機株式会社
立山製紙株式会社	三ツ矢観光自動車株式会社
中国電力株式会社	山三交通株式会社
中部電力株式会社	